

合併推進協議会だより

<p>協議第五十三号 新市の財政計画について</p> <p>新市の財政計画については、別紙とおりとする。</p>	<p>では、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>平成十五年十月十四日確認</p>
---	---

<p>小委員会報告 新市の事務所の位置について</p> <p>(1)新市の事務所の位置については、一の宮町宮地五〇四一一番地（現在の一の宮町役場）とする。</p> <p>(2)現在の一の宮町、阿蘇町、波野村それぞれ支所をおくものとする。</p> <p>付帯事項</p> <p>①道路アクセス（通称8メーターチャンネル）の早急なる整備促進を図るため、関係機関とも協議のうえ期成会等を立ち上げ、県への働きかけを強化することとする。</p> <p>②一の宮町役場を本庁舎とした場合においては、住民サービスの低下につながらないよう平成十七年三月三十一日までに竣工し、かつ、入庁できるよう努め、あとで手直し等が起きたないように庁舎建設委員会等を設置し具体的に検討するとともに、合併推進債等の有効財源利用により整備することとする。</p> <p>選定理由</p> <p>新市において財政健全化を構築し確立するため、庁舎維持管理経費の削減及び職員定数削減を効率的に進められるこの方式が最良と考えられるため。ただし、将来において情報化の更なる推進をした場合、本庁・支所での市民の利活用度合いが軽減されることも予想されるが、当分の間行政サービスや住民の利便性を考</p>	<p>慮し、地域住民の不安を払拭するため支所機能を充実させる。</p>
---	-------------------------------------

<p>小委員会報告 選挙区ごとの議員定数について</p> <p>(1)新市においては、公職選挙法第十一条第六項の規定により現在の一の宮町、阿蘇町、波野村をそれぞれ区域とする選挙区を設置するものとする。</p> <p>(2)選挙区の設置は一期限りとし、各選挙区ごとの議員定数は、現在の一の宮町八人、阿蘇町十五人、波野村三人とする。また、二期目以降は選挙区は設置せず全市一選挙区の定数二十六人とする。</p> <p>選定理由</p> <p>阿蘇中部3町村合併後、三～四年が阿蘇市の将来の基盤を確立するための重要な時期と位置付けられると、推進協議会で整備・建設を検討することとなつて、文化ホール（公民館を含む）については、合併後速やかに阿蘇町内に建設することとする。</p>	<p>協議第四十七号の② 法定協議会設置届（案）について</p> <p>法定協議会の設置届（案）については、別紙のとおりとする。</p> <p>協議第四十七号の③ 法定協議会設置届（案）について</p> <p>法定協議会の設置届（案）については、別紙のとおりとする。</p> <p>協議第四十七号の④ 法定協議会委員等について</p> <p>法定協議会設置時の委員等については、協議の継続を考慮し、原則として、阿蘇中部3町村合併推進協議会の委員等が引き続き在任するよう調整に努めるものとする。</p>
--	---

<p>協議第四十七号の⑤ 阿蘇中部3町村合併推進協議会（任意協議会）解散について</p> <p>阿蘇中部3町村合併推進協議会は、各町村議会の議決を経て法定協議会が設置されるときは、法定協議会設置日の前日をもって解散する。</p>	<p>協議第四十七号の① 法定協議会規約（案）について</p> <p>法定協議会規約（案）については、別紙のとおりとする。</p> <p>協議第四十七号の② 法定協議会規約（案）について</p> <p>法定協議会規約（案）については、別紙のとおりとする。</p> <p>協議第四十七号の③ 法定協議会規約（案）について</p> <p>法定協議会規約（案）については、別紙のとおりとする。</p> <p>協議第四十七号の④ 法定協議会規約（案）について</p> <p>法定協議会規約（案）については、別紙のとおりとする。</p> <p>協議第四十七号の⑤ 法定協議会規約（案）について</p> <p>法定協議会規約（案）については、別紙のとおりとする。</p>
---	--